

(第70回定時株主総会招集通知添付書類)

第 70 期 報 告 書

自平成29年4月1日
至平成30年3月31日

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 役 会 の 監 査 報 告 書

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書



東都水産株式会社

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業業績を背景として雇用・所得環境が堅調に推移し、個人消費につきましても緩やかな回復傾向が続きました。

しかしながら、食品流通業界におきましては、人手・車両不足による物流コストの上昇や、原材料価格の上昇による商品の値上げが進行するなか、消費者の節約志向は続き、足踏み状態が継続いたしました。

水産物卸売市場業界におきましては、海外での需要増加により仕入価格が高止まりし、水産資源の減少や魚の回遊水域の変化による漁獲量の減少、さらに市場外流通との競合とも相俟って取扱数量の減少が続くという厳しい事業環境で推移いたしました。

延期されていた築地市場の豊洲市場への移転につきましては、集客施設の整備問題や安全性に対する風評被害の払拭等、いくつかの課題を残しながらも、本年（平成30年）10月11日を開場日とする移転が正式に決定しております。

このような状況のなかで当社グループは、消費者ニーズと消費形態の変化を見極め、仕入先との協働、きめ細かい営業や販売先への協力、グループ会社間の連携、収益率を重視した効率的な集荷・販売に注力することにより、経営基盤の強化を図ってまいりました。

また、消費者の食の安全安心への意識が一層高まるなかで、取引先の要望も多様化してきており、これに応えるべく集荷・販売への機動性確保と、消費者の皆様の豊かで魅力的な食生活の創出を第一義に考えた商品提供に取り組んでまいりました。

加えて、「波崎地区6次産業化推進プロジェクト」への参画や、連結子会社株式会社埼玉県魚市場における物流センターの新設、また、厳しい事業環境が継続していた連結子会社東水フーズ株式会社の解散等、水産事業

のさらなる国際化や多様化する物流ニーズへの対応、グループ経営の効率化にも取り組んでまいりました。

当連結会計年度における部門別の売上概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である卸売事業の全体的概況として、鮮魚はイワシ・イカが量販店への販売強化による取扱数量の伸長により、また、カレイ・エビは単価安はあったものの積極的な集荷によりそれぞれ前年取扱金額を上回る結果となりました。サンマは半世紀ぶりとも言われる記録的な不漁により、また、サバ・アジ・カツオも天候不順による水揚量の減少でそれぞれ取扱数量を減らしたために売上減となりました。主力商品の鮪は国内天然物は不漁による入荷減で売上を減らし、それを養殖物やメキシコ・オーストラリア等海外からの集荷によりカバーするよう努めましたが、鮪全体としては前年取扱金額を下回る結果となりました。ハマチ等養殖魚は出荷者及び販売先との積極的な取り組みにより取扱数量を伸ばし大幅な増収となりましたが、収益面では減益となりました。鮮魚全体としては、期前半のアニサキス食中毒の報道による影響や、水揚量の減少により取扱数量を減らす魚種もみられましたが、豊漁となった魚種の積極的な販売等により、前年並みの取扱金額を確保いたしました。

冷凍魚は、海外諸国との価格競争等により相場は総じて強含みで推移し、特に冷鮭鱒・冷ギンダラ・冷エビの価格は顕著にその影響を受けたために数量を減らし売上減となりました。冷鮪は太平洋、インド洋等主要漁場での不漁により、また、冷イカも前年に引き続き全国的な不漁となり、数量・金額とも前年を下回る結果となりました。冷カニはロシアによる輸出規制強化の影響が続き大幅な単価高となり取扱数量を減らしましたが、金額は前年を上回ることができました。冷カレイ・冷タコは積極的な買付を行った結果数量を伸ばし、前年取扱金額をクリアいたしました。冷凍魚全体では単価が強含みで推移した影響で取扱数量を減らし、前年取扱金額を下回る結果となりました。

塩干加工品は、シラス・煮干製品等が台風、黒潮の蛇行による影響で昨年同様不漁となったために売上を減らし、また、記録的な不漁となった秋鮭やその卵を原料とするイクラは、前例のない高値となり、同じく売上減となりました。輸入品を中心とした塩鮭やカズノコは海外取引先との積極

的な取り組みもあり前年取扱金額をクリアいたしました。干物類は原料不足による単価高の影響で数量を減らしたものの市場外への拡販努力により、また、ウナギ製品は稚魚であるシラスウナギの漁獲量が安定していたため、ともに前年並みの取扱金額を確保いたしました。練製品等加工食品は、販売促進チームとの連携強化による積極的な営業に努めましたが、仕入価格の上昇圧力は依然として強く、売上減となりました。塩干加工品全体では、数量は微減ながらも単価高の影響があり、前年取扱金額を上回る結果となりました。

以上の結果、水産物卸売部門の当連結会計年度の取扱数量101,230吨、取扱金額106,570百万円と前期に比べ、数量で4.7%、金額で2.2%の減少となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業部門におきましては、在外子会社のAERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）が好調を持続し、同部門の売上高は9,989百万円と前期に比べ3.2%の増加となりました。

不動産賃貸部門におきましては、賃料が概ね前年並みの水準で推移するなか、管理物件の稼働率向上に努め、同部門の売上高は635百万円と前期に比べ2.4%の増加となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は117,195百万円と前期に比べ1.7%の減少となり、経常利益は1,483百万円と前期に比べ2.2%の減少となりました。特別利益に東京電力榎福島原子力発電所の事故に伴う受取損害賠償金1百万円を、特別損失に船橋工場売却に伴う減損損失209百万円を計上しました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は979百万円と前期に比べ21.4%の減少となりました。

また、当社の売上高につきましては、85,582百万円と前期に比べ1.4%減少し、子会社からの受取配当金の減少等により、経常利益も591百万円と前期に比べ44.5%の減少となりました。特別損失に船橋工場売却に伴う減損損失209百万円を計上しました結果、当期純利益は379百万円と前期に比べ64.5%の減少となりました。

連結の部門別売上構成につきましては、次のとおりであります。

(単位 百万円)

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
水 産 物 卸 売	106,570	90.9%	97.8%
冷 蔵 倉 庫 及 び そ の 関 連 事 業	9,989	8.5%	103.2%
不 動 産 賃 貸	635	0.6%	102.4%
合 計	117,195	100.0%	98.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2,563百万円であり、主なものは株式会社埼玉県魚市場の物流センター建築工事であります。

③ 資金調達の状況

株式会社埼玉県魚市場は、平成29年7月12日に物流センター建築工事の所要資金として長期借入金550百万円を金融機関から借り入れております。その他の資金調達につきましては、経常的な資金調達のみで特に記載すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

連結子会社でありました東水フーズ株式会社は、平成30年3月31日付で解散いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループ（連結）の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成26年度 第67期	平成27年度 第68期	平成28年度 第69期	平成29年度 (当連結会計年度) 第70期
売 上 高(百万円)	126,423	124,360	119,232	117,195
経 常 利 益(百万円)	1,946	1,601	1,516	1,483
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,600	1,234	1,246	979
1株当たり当期純利益(円)	402.36	310.17	313.25	246.32
総 資 産(百万円)	27,585	25,628	26,150	28,752
純 資 産(百万円)	13,240	13,215	14,480	15,512

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

② 当社（単体）の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成26年度 第67期	平成27年度 第68期	平成28年度 第69期	平成29年度 (当事業年度) 第70期
売 上 高(百万円)	89,975	90,165	86,762	85,582
経 常 利 益(百万円)	696	621	1,066	591
当 期 純 利 益(百万円)	681	554	1,069	379
1株当たり当期純利益(円)	171.32	139.50	268.74	95.45
総 資 産(百万円)	18,021	16,303	15,969	16,734
純 資 産(百万円)	6,487	6,706	7,801	7,982

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

名 称	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	当社の 議決権比率 (%)
(連結子会社)			
株式会社埼玉県魚市場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその 関連事業、不動産賃貸	100.0
千葉魚類株式会社	75	水産物卸売	100.0
川越水産市場株式会社	50	水産物卸売	100.0
釧路東水冷凍株式会社	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO., LTD.	(千C\$) 12	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 (50.0)
豊海東都水産冷蔵株式会社	50	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0

- (注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で表示しております。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
3. 重要な子会社でありました東水フーズ株式会社は、平成30年3月31日付で解散いたしました。

(4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、人口の減少、消費形態の変化等により魚食が減少する状況にあり、また、鮪やウナギに代表される水産資源の減少や市場外流通との競争の激化、さらに、海外の魚食普及による調達コストの上昇から、取扱数量が伸び悩む傾向が恒常化し、引き続き厳しい事業環境で推移するものと思われまます。

延期されていた築地市場の豊洲市場への移転につきましては、集客施設の整備問題や安全性に対する風評被害の払拭等、いくつかの課題を残しながらも、本年（平成30年）10月11日を開場日とする移転が正式に決定しております。新市場では物流の多様なニーズへの対応や適切な温度管理が図られる一方、移転による商流の変化や、築地市場閉場を機に廃業を検討している取引業者もあることから、事業環境が大きく変わることが予想されております。特に経費面において、開設者へ支払う市場使用料の増加や市場内物流の変化等で、高コスト型の市場に変わることが想定されております。

このような状況のなか当社グループにおきましては、高収益構造と強固な財務体質の確立のため、主力事業である水産物卸売事業についての持続的成長を経営の最優先課題と認識して取り組んでまいります。そのために新規取引先の開拓や、消費者の皆様が目線に立った集荷・販売、収益率を重視した取引に注力するとともに、意思決定並びに指揮命令の迅速化を目指して営業部門担当取締役の少人数化を図り、前述した施策の源泉である仕入・在庫・販売についてのきめ細かい指導・管理を進めてまいります。

また、水産物の国内需要が頭打ちとなるなかで、昨年（平成29年）4月に新設した海外事業部を中心として水産事業のさらなる国際化を目指し、加えて、選択と集中によるグループ横断的な経営・人的資源の再配分を実施することで、効率のかつ厚みのあるグループ経営も推し進めます。

当社グループは、「新たな事業への挑戦とリスクの適切なコントロールを両立させ、持続的な成長を達成するため、「変化に興味を持つ」「広い視野を持つ」「鮮度と旬を極める」との行動指針を掲げており、社員ひとりひとりが型にとらわれない自由な発想を行うことができ、かつ、コミュニケーションを図りやすい職場環境づくりを加速いたします。一方、リスク管理体制についても、コンプライアンス経営を核とした内部統制システムとともに検証し、さらなる改善を目指してまいります。

なお、中期経営計画につきましては、築地市場から豊洲市場への移転という重大な経営環境の変化を控え、移転による事業への影響の定量化が難しいことから策定しておりません。しかしながら、豊洲移転の日程が本年（平成30年）10月に決定し、当社といたしましても、収益構造・財務体質の強化に向けて、経営資源の選択と集中による成長戦略を前提とした中期経営計画の策定に取りかかることといたしました。公表時期は、豊洲移転に伴う業績への影響の見極めが必要なため、現時点では未定ですが、進捗に応じて、当社ホームページ上で公表することを検討しております。

当社グループは生鮮食料品の安定供給を担う卸売業者としての公共的使命を自覚し、経営の透明性に意を用い常に信頼される企業グループを指標し、業績の向上と経営基盤の強化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）
 各種水産物及び加工品の卸売業並びに冷蔵倉庫業

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

東 都 水 産 株 式 会 社	本 社	東京都中央区築地5-2-1
	工 場	同上

② 子会社（7社）

株 式 会 社 埼 玉 県 魚 市 場	本 社	埼玉県さいたま市北区
千 葉 魚 類 株 式 会 社	本 社	千葉県千葉市美浜区
川 越 水 産 市 場 株 式 会 社	本 社	埼玉県川越市
釧 路 東 水 冷 凍 株 式 会 社	本 社	北海道釧路市
AERO TRADING CO., LTD.	本 社	カナダ・バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本 社	カナダ・バンクーバー市
豊海東都水産冷蔵株式会社	本 社	東京都中央区

(注) 子会社でありました東水フーズ株式会社（千葉県船橋市）は、平成30年3月31日付で解散いたしました。

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
水 産 物 卸 売	251 (15)	△9 (△14)
冷蔵倉庫及びその関連事業	109 (87)	5 (△4)
不 動 産 賃 貸	6 (-)	- (-)
合 計	366 (102) 名	△4 (△18) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
179 (1) 名	△5 (△11) 名	45.5歳	21.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,068 百万円
日 本 政 策 金 融 公 庫	1,028
農 林 中 央 金 庫	590
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	560
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	425

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

連結子会社でありました東水フーズ株式会社は、平成30年3月31日付で解散いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,800千株
- ② 発行済株式の総数 4,026千株
- ③ 株主数 3,247名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
株 式 会 社 三 陽	475	11.82
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	321	7.98
松 岡 冷 蔵 株 式 会 社	317	7.87
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	196	4.88
マ ル ハ ニ チ ロ 株 式 会 社	163	4.06
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	107	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	101	2.52
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	72	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	70	1.74
日 新 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	66	1.64

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,499株）を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位、担当及び重要な兼職の状況		
代表取締役社長		江原 恒
専務取締役	営業本部長 事業開発統括本部長 業務部・東京冷凍工場担任	小野 耕司
取締役	営業副本部長 事業開発統括副本部長	赤星 博之
取締役	営業副本部長 事業開発統括副本部長 鮮魚部担当	久我 勝二
取締役	営業本部担当 株式会社三陽代表取締役社長 株式会社マルサンフーズ代表取締役社長 株式会社ウエストジャパンフーズ代表取締役会長 株式会社サンヨウサービス代表取締役	長谷 幸一郎
社外取締役	弁護士	松澤 宣泰
社外取締役		門田 憲一
常勤監査役		政本 富士男
常勤監査役		吉田 隆
社外監査役	公認会計士	小竹 誠
社外監査役	弁護士 株式会社コーセー社外取締役 日本農薬株式会社社外取締役	戸井川 岩夫

- (注) 1. 平成29年6月28日開催の第69回定時株主総会において、新たに久我勝二氏及び長谷幸一郎氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役松澤宣泰氏及び門田憲一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役小竹誠氏及び戸井川岩夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 監査役小竹誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役江原恒氏は、平成29年11月10日付で代表取締役社長に就任いたしました。
6. 代表取締役社長関本吉成氏は、平成29年11月10日付で取締役会長に就任いたしました。また、同氏は平成30年3月31日付で辞任により退任しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	96百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	19 (6)
合 計	13	116

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額210百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員等に関する事項

- イ. 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役戸井川岩夫氏は、株式会社コーサー及び日本農薬株式会社の社外取締役に就任しておりますが、当社と当該会社とは取引等一切の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 松澤宣泰	19回開催の取締役会すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、法律家としての専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外取締役 門田憲一	19回開催の取締役会のうち18回に出席し（出席率95%）、必要に応じ、企業経営に関する高度な専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外監査役 小竹誠	19回開催の取締役会すべて（出席率100%）、9回開催の監査役会すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、公認会計士としての専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外監査役 戸井川岩夫	19回開催の取締役会のうち17回に出席（出席率89%）、9回開催の監査役会のうち8回に出席し（出席率89%）、必要に応じ、法律家としての専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はございません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は職務の執行において取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役会に報告する。

法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置し、取締役社長をコンプライアンス委員長としコンプライアンス担当役員を選出し、その責任のもと、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちにコンプライアンス担当役員等を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて反社会的勢力排除を明記し、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとし、反社会的勢力との関係は断固排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告に関しては、法令に定めがあるものの他、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定して適切に保存・管理し、取締役、監査役及び会計監査人が何時でも閲覧できる状態を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定を行い、これらをすべて文書化し、総務部企画課においてリスクを網羅的・総括的に管理する。

内部監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、これを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある損失リスク管理体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度計画の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。

取締役の業務執行責任の範囲を明確にし、業務を組織的・有機的に運用するため管掌役員を定めるとともに、少人数の取締役による取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行う。執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会の決議に基づく役割分担によりその職務を執行し、取締役は職務執行のモニタリングを行う。

日常の職務遂行に際しては、「組織・職務規程」に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、使用人に対して適切な研修体制を整え、各部署にコンプライ

アンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監視する。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違反等がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、社内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図る。

- ⑥-i 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、子会社の経営の自主性を尊重しつつ「関係会社管理規程」に子会社の管理方針及び管理体制を定めるとともに、原則として当社の取締役が各子会社の役員を兼任する。子会社の業務内容及び取締役等の職務の執行の状況について当社の取締役に報告され、重要案件については事前に当社への報告・承認を求める。

- ⑥-ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）共通に適用されるリスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定を行い、これらをすべて文書化し、当社総務部企画課においてグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

当社内部監査室は当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社取締役会に報告し、これを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある損失リスク管理体制を構築する。

- ⑥-iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の業務内容及び取締役等の職務の執行の状況について定期的な報告を受けるとともに重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会において協議すること等により子会社の取締役の職務の執行をモニタリングする。

- ⑥-iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役は職務の執行において当該子会社の取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。

子会社の取締役等及び使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置して当社グループ共通に適用されるコンプライ

アンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、子会社の取締役等及び使用人に対しても適切な研修体制を整え、各部署にコンプライアンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監視する。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違反等が当社トップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、グループ内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図る。

万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちに子会社の取締役を通じ当社のコンプライアンス担当役員等へ連絡され、さらにトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

- ⑥-v その他会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室は四半期毎に当社グループ各社のリスク情報の有無を監査し、損失のリスクが発生しこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。

また、当社グループ会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社総務部企画課はグループ各社の経営企画関連部署またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うなど密接に連携を図る。

- (2) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助すべき部署として、総務部企画課スタッフが兼務するものとする。

- ② 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する総務部企画課スタッフは、その補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、人事、処遇関係については監査役との事前協議を前提とする。

- ③ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、総務部企画課スタッフに業務遂行の補助を行うよう命令できるものとする。また、職務の遂行上必要な場合、監査役は当該使用人を取

締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

- ④- i 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は以下の報告を監査役に対して行う。

イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。

ロ. 役職員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。

ハ. 定期的または監査役の指示により、子会社等を含む業務の執行状況を報告する。

ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役の指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。

- ④- ii 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人等は以下の報告を当社監査役に対して行う。

イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。

ロ. 役職員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。

ハ. 定期的または監査役の指示により、業務の執行状況を報告する。

ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役の指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。

- ⑤ 前々項目((2)④- i)及び前項目((2)④- ii)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った子会社の取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等を請求した場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を構築する。
- イ. 監査役監査に対し、内部監査部門、取締役、使用人は協力する。
 - ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な会合をもち、意見交換を行い効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査役は、定期的または必要に応じて会計監査人と意見交換を行い、適正な業務の遂行に努める。
 - ニ. 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を聞き、適正な監査の維持に努める。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当事業年度は19回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項につき審議・決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ロ. 当社グループの取締役、監査役及び執行役員に対して、政府が押し進める働き方改革についての概要及び最新の食品安全規格並びに食品偽装を中心としたコンプライアンス違反の動向についての研修を実施いたしました。
- ハ. 社内イントラネットにおいて、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを周知するとともに、当社グループの全役職員に対して個人情報保護法を中心とするコンプライアンス研修を実施いたしました。
- ニ. 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

② 効率的な職務執行を確保するための体制

- イ. 各子会社及び当社各部門毎の年度計画の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図りました。

ロ、取締役会において経営上の重要事項が十分に議論・共有できるよう、審議・報告方法の見直しを行いました。

ハ、執行役員制度を導入し、経営層における役割・責任の明確化と機動的な経営の推進を行っております。

ニ、業務執行の効率性、実効性の向上を図るため、月1回執行役員会を開催し、取締役会で決定された経営方針に係る現場レベルにおける施策・問題についての具体的な検討を行いました。

③ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、事業環境の変化を踏まえ、グループ全体での価値観の共有・継承を図って将来に渡る発展につなげるため、経営理念について適時見直しを検討するとともに、社内イントラネットにおいて周知を行っております。

ロ、当社の取締役は子会社の役員を兼務し、各子会社の取締役等の職務の執行が適正・効率的に行われていることを監督しております。

ハ、月1回グループ経営会議を開催し、各子会社から業務執行・経営戦略に関する報告を受けております。

ニ、内部監査室は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、各子会社及び当社各部門を監査し、監査結果を取締役会のほかグループ監査役会にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

(2) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要

イ、監査役は、ほぼ全ての取締役会に出席するとともに、月1回のグループ経営会議に出席し、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認いたしました。

ロ、監査役は、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取いたしました。

ハ、四半期毎に、グループ監査役会を開催し、国内子会社の監査役と情報交換を行い、情報の共有化を図りました。また、子会社の往査の際には、個別に子会社監査役と情報交換を行いました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,565	流動負債	8,124
現金及び預金	6,321	支払手形及び買掛金	2,798
受取手形及び売掛金	6,781	短期借入金	3,504
商品及び製品	3,004	未払法人税等	28
仕掛品	5	賞与引当金	78
原材料及び貯蔵品	205	その他	1,714
繰延税金資産	79	固定負債	5,115
その他	959	長期借入金	2,041
貸倒引当金	△792	繰延税金負債	367
固定資産	12,186	長期預り保証金	951
有形固定資産	8,019	再評価に係る繰延税金負債	298
建物及び構築物	3,419	退職給付に係る負債	1,367
機械装置及び運搬具	1,050	株式給付引当金	22
土地	3,206	資産除去債務	45
建設仮勘定	277	その他	20
その他	64	負債合計	13,239
無形固定資産	1,582	純 資 産 の 部	
借地権	184	株主資本	14,719
その他	1,397	資本金	2,376
投資その他の資産	2,584	資本剰余金	1,048
投資有価証券	2,122	利益剰余金	11,391
繰延税金資産	23	自己株式	△97
破産更生債権等	239	その他の包括利益累計額	792
その他	414	その他有価証券評価差額金	605
貸倒引当金	△216	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	28,752	土地再評価差額金	360
		為替換算調整勘定	△157
		退職給付に係る調整累計額	△15
		純資産合計	15,512
		負債及び純資産合計	28,752

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		117,195
売 上 原 価		110,351
売 上 総 利 益		6,844
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,437
営 業 利 益		1,407
営 業 外 収 益		168
受 取 利 息	35	
受 取 配 当 金	56	
受 取 賃 貸 料	17	
受 取 保 険 金	17	
そ の 他	41	
営 業 外 費 用		92
支 払 利 息	26	
為 替 差 損	18	
固 定 資 産 除 却 損	23	
通 貨 ス ワ ッ プ 評 価 損	18	
そ の 他	5	
経 常 利 益		1,483
特 別 利 益		1
受 取 損 害 賠 償 金	1	
特 別 損 失		209
減 損 損 失	209	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,274
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	217	
法 人 税 等 調 整 額	77	295
当 期 純 利 益		979
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		979

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,376	1,048	10,653	△96	13,981
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△241		△241
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			979		979
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	738	△0	737
当 期 末 残 高	2,376	1,048	11,391	△97	14,719

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	553	0	360	△337	△78	498	14,480
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△241
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							979
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	51	0	—	179	63	294	294
当 期 変 動 額 合 計	51	0	—	179	63	294	1,031
当 期 末 残 高	605	0	360	△157	△15	792	15,512

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

㈱埼玉県魚市場、千葉魚類㈱、川越水産市場㈱、釧路東水冷凍㈱、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.、豊海東都水産冷蔵㈱、東水フーズ㈱

② 非連結子会社の状況

会社の名称

辰巳産業㈱、㈲埼玉水、東都小揚㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社

なし

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社

辰巳産業㈱、㈲埼玉水、東都小揚㈱

関連会社

埼玉魚市場氷販㈲

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法
なお、当社の賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 賞与引当金 当社及び国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

ハ. 株式給付引当金 当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に充てるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上している。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めている。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	274百万円
建物及び構築物	44
土地	492
計	810

担保に係る債務

短期借入金	1,100百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	2,106
計	3,206

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,034百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日

平成14年3月31日

② 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

211百万円

上記差額のうち賃貸等不動産にかかるとの

238百万円

(4) 圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、取得価額から控除している固定資産の圧縮記帳額は、347百万円である。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 株式数 (千株)	当 期 増加株式数(千株)	当 期 減少株式数(千株)	当 期 末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,026	—	—	4,026
合 計	4,026	—	—	4,026
自己株式				
普通株式 (注1.2)	48	0	—	48
合 計	48	0	—	48

(注) 1. 自己株式の当期末の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式47千株が含まれている。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

(2) 配当に関する事項

イ. 配当金の支払

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	241	60	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	261	利益剰余金	65	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行う方針としている。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしている。

②金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を適宜把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握している。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが短期の支払期日である。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は金利上昇リスクを回避するための運転資金並びに設備投資に係る資金調達である。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない。

	連結貸借対照表計上額(*1) (百万円)	時価(*1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,321	6,321	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*2)	6,781 △791		
	5,989	5,989	—
(3) 投資有価証券	1,832	1,832	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(*3)	239 △216		
	23	23	—
(5) 支払手形及び買掛金	(2,798)	(2,798)	—
(6) 短期借入金	(2,580)	(2,580)	—
(7) 長期借入金	(2,965)	(2,941)	24
(8) デリバティブ取引(*4)	0	0	—

(*1) 負債で計上されているものについては、()で示している。

(*2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除している。

(*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっている。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(8) デリバティブ取引

先物為替予約取引についての時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額290百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都や埼玉県を中心に、賃貸オフィスビルや水産物卸売市場、賃貸駐車場等を有している。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
2,355	4,214

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)である。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,900円06銭

(2) 1株当たり当期純利益 246円32銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定している(当連結会計年度末47千株)。

7. その他の注記

当社は、平成27年3月16日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」という。）を導入した。

本制度は、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みで、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行う。

本制度の導入に伴い、当社が保有する自己株式のうち47千株（94百万円）を第三者割当により資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）へ信託財産として一括して処分している。

本制度に関する会計処理については、総額法を適用しており、専用信託口が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示している。なお、当連結会計年度末に総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価額は94百万円（47千株）である。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月 15 日

東 都 水 産 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 和 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高 路 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月19日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	政 本	富士男	㊟
常勤監査役	吉 田	隆	㊟
社外監査役	小 竹	誠	㊟
社外監査役	戸井川	岩 夫	㊟

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	11,140	流動負債	5,789
現金及び預金	2,628	受託販売未払金	360
売掛金	5,022	買掛金	1,461
商品及び製品	2,435	短期借入金	3,179
前渡金	17	関係社短期借入金	250
前払費用	3	未払金	60
関係社短期貸付金	972	未払費用	261
繰延税金資産	33	未払法人税等	11
その他	497	預り金	151
貸倒引当金	△469	前受収益	1
固定資産	5,593	リース債務	1
有形固定資産	2,442	賞与引当金	48
建物	573	固定負債	2,962
機械及び装置	96	長期借入金	1,107
工具、器具及び備品	5	繰延税金負債	266
土地	1,530	再評価に係る繰延税金負債	298
リース資産	3	退職給付引当金	692
建設仮勘定	232	株式給付引当金	22
その他	0	リース債務	2
無形固定資産	189	資産除去債務	13
借地権	178	その他	558
ソフトウェア	2	負債合計	8,751
その他	8	純資産の部	
投資その他の資産	2,961	株主資本	7,103
投資有価証券	1,831	資本金	2,376
関係会社株式	1,149	資本剰余金	991
関係会社長期貸付金	1,242	資本準備金	953
破産更生債権等	88	その他資本剰余金	38
その他	121	利益剰余金	3,833
貸倒引当金	△85	利益準備金	594
投資損失引当金	△1,386	その他利益剰余金	3,239
資産合計	16,734	固定資産圧縮積立金	92
		別途積立金	2,653
		繰越利益剰余金	493
		自己株式	△97
		評価・換算差額等	879
		その他有価証券評価差額金	518
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	360
		純資産合計	7,982
		負債及び純資産合計	16,734

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		85,582
売 上 原 価		81,827
売 上 総 利 益		3,754
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,574
営 業 利 益		180
営 業 外 収 益		446
受 取 利 息 及 び 配 当 金	403	
そ の 他	42	
営 業 外 費 用		35
支 払 利 息	24	
そ の 他	11	
経 常 利 益		591
特 別 損 失		209
減 損 損 失	209	
税 引 前 当 期 純 利 益		381
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		12
法 人 税 等 調 整 額		△9
当 期 純 利 益		379

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,376	953	38	991	594	95	1,853	1,152	3,695	△96	6,965
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩							△2	2	－		－
別途積立金の積立								800	△800	－	－
剰余金の配当								△241	△241		△241
当期純利益								379	379		379
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2	800	△659	138	△0	137
当 期 末 残 高	2,376	953	38	991	594	92	2,653	493	3,833	△97	7,103

項目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	476	0	360	836	7,801
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩					－
別途積立金の積立					－
剰余金の配当					△241
当期純利益					379
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	42	0	－	42	42
当期変動額合計	42	0	－	42	180
当 期 末 残 高	518	0	360	879	7,982

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 関係会社株式 | 総平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) |
| 時価のないもの | 総平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 | 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 定率法
なお、賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部及び平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法 |
|--------|--|

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 |
| ② 投資損失引当金 | 投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。 |
| ③ 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理することとしている。 |

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしている。

⑤ 株式給付引当金

従業員に対する将来の当社株式の給付に充てるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上している。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	274百万円
建物	44
土地	338
計	657

担保に係る債務

短期借入金	1,100百万円
長期借入金	1,118
計	2,218

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,594百万円

(3) 保証債務

42百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	1,036百万円
長期金銭債権	1,242百万円
短期金銭債務	535百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日

平成14年3月31日

- ② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。
- ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 211百万円
 上記差額のうち賃貸等不動産にかかるもの 238百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 売上高 1,676百万円
 (2) 仕入高 2,749百万円
 (3) 営業取引以外の取引高 352百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 期 首 株式数 (株)	当 期 増 加 株式数 (株)	当 期 減 少 株式数 (株)	当 期 末 株式数 (株)
自 己 株 式				
普 通 株 式	48,405	194	—	48,599
合 計	48,405	194	—	48,599

(注) 1. 自己株式の当連結会計年度末の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式47,100株が含まれている。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	170百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	427
投資損失引当金繰入否認	424
減損損失	20
賞与引当金損金算入限度超過額	14
投資有価証券評価損否認	118
ゴルフ会員権評価損否認	10
繰越欠損金	819
その他	39
繰延税金資産小計	2,045
評価性引当金	△1,875
繰延税金資産計	170

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△40
その他有価証券評価差額金	△200
その他	△161
繰延税金負債計	△403
繰延税金負債の純額	△232

再評価に係る繰延税金負債

土地	△298
----	------

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社等	川越水産市場㈱	50	水産物卸売業	所有 直接100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	560	短期貸付金	500
							利息の受取	3	未収入金	0
							債務保証(注3)	1	—	—
	豊海東都水産冷蔵㈱	50	冷蔵倉庫業	所有 直接100.0	兼任1名	融資	資金の貸付	180	短期貸付金	170
							利息の受取	1	未収入金	0
	東水フーズ㈱	45	水産物製造加工 冷蔵倉庫業	所有 直接100.0	兼任3名	融資	資金の貸付	1,477	短期貸付金	—
								—	長期貸付金	1,242
							利息の受取	8	未収入金	0
	鉦路東水冷凍㈱	30	水産物製造加工 冷蔵倉庫業	所有 直接100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	1,095	短期貸付金	302
							利息の受取	1	未収入金	0
							債務保証(注4)	40	—	—
	千葉魚類㈱	75	水産物卸売業	所有 直接100.0	兼任2名	融資	資金の借入	250	短期借入金	250
利息の支払							1	未払費用	0	
AERO TRADING CO., LTD.	千C \$ 12	水産物製造加工業	所有 直接100.0	兼任2名	水産物の仕入	仕入	983	買掛金	128	

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 ① 水産物の仕入については、市場価格を勘案して決定している。
 ② 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して設定している。
 3. 川越水産市場㈱の仕入に対する債務保証である。
 4. 鉦路東水冷凍㈱の銀行借入に対する債務保証である。
 5. 東水フーズ㈱は、平成30年3月31日付で解散しており、当事業年度末において同社への長期貸付金に対し、1,051百万円の投資損失引当金を計上している。

(2) 個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社等	㈱三陽	被所有 直接11.8%	水産物の販売及び仕入	販 売	123	売 掛 金	1
				仕 入	2,629	買 掛 金	27
				土地及び建物売却 売却代金	320	—	—
				売 却 損	182	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2. 上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定している。
 3. 当社保有の不動産を㈱三陽へ売却している。取引価格については、当事者間において協議の上、不動産鑑定評価額を勘案して決定している。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,006円98銭
 (2) 1株当たり当期純利益 95円45銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定している(当事業年度末47,100株)。

8. その他の注記

従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」について、連結計算書類「連結注記表 7. その他の注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山高路 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社
の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月19日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	政 本	富士男	㊟
常勤監査役	吉 田	隆	㊟
社外監査役	小 竹	誠	㊟
社外監査役	戸井川	岩 夫	㊟

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
(お問合せ先)	
証券会社に口座をお持ちの場合	お取引の証券会社にお問合わせください。
特別口座の場合	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (トラストラウンジを除く) みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店、営業所
株式取扱手数料	単元未満株式買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告方法	電子公告にて当社ホームページ (http://www.tohsui.co.jp/)上に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。なお、当社の決算情報もホームページにIR情報として掲載しておりますので、併せてご覧ください。